

新たな健康増進計画「健康あきしま21」 策定のアンケート調査にご協力を

健康増進計画は、市民の皆さんが生涯にわたり健やかで豊かに暮らせる社会を目指した、健康づくりの基本計画です。

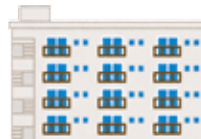
第二次の計画が令和2年度に最終年度を迎えるため、新たに令和3年度からの計画を策定します。これにあたり、健康に関するアンケート調査を実施します。

無作為に抽出した18歳以上の市民の方3000人を対象に、調査用紙を11月上旬に送付しますので、ご協力をお願いします。

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

都営住宅の入居者を募集

入居資格がそれぞれ定められていますので、詳しくは、募集案内をご覧ください。



◇募集する住宅

- *家族向・単身者向一般住宅
- *若年夫婦・子育て世帯向定期使用住宅
- *居室内で病死などがあった住宅

◇募集案内・申込書の配布 11月5日～13日に市役所住宅係・総合案内カウンター、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館で(閉所・休館日を除く)

◇申し込み 申込書を11月18日(必着)までに渋谷郵便局(留置)へ郵送

◇抽選 12月19日(木)の午前9時30分から都庁(新宿区)で
☆詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎0570-010-810、または、市役所住宅係へ。

国民年金に加入している方へ 日本年金機構から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付

今年1月～12月に納めた国民年金保険料は、年末調整や所得税申告、市・都民税申告のときに社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

年末調整などで申告をするときは、11月上旬～中旬に日本年金機構から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

を添付してください。

この証明書には、9月30日までに納めた分の保険料が記載されています。10月1日～年末に保険料を納めた方は、その領収証書も併せて添付してください。

家族の国民年金保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除に加えることができます。

す。

なお、10月1日～年末に今年初めて国民年金保険料を納めた方には、来年2月上旬に証明書が送付されます。

☆詳しくは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570-003-004、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

障害のある方へ手当を支給しています

下の表のとおり手当を支給しています。手当ごとに所得制限や診断書の提出の有無などがあり、判定の方法が異なりますので、受給を希望する方は事前に障害福祉係へ問い合わせてください。(障害福祉係)

▼障害のある方へ支給する手当一覧

手当の種類	支給の対象	支給額(月額)
特別児童扶養手当(国手当)	重度または中程度の疾患・障害(身体・知的・精神)のある20歳未満の方(母子生活支援施設以外の児童福祉施設などに入所している児童を除く)を扶養している父・母または養育者	1級=5万2200円 2級=3万4770円 ※申請内容に応じて手当の級が認定されます。
特別障害者手当(国手当)	20歳以上で、著しく重度の障害状態にあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方(施設入所中、病院に3か月を超えて入院中の方などを除く)	2万7200円
障害児福祉手当(国手当)	20歳未満で、重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方(施設入所中の方などを除く)	1万4790円
重度心身障害者手当(都手当)	次のいずれかに該当する方(施設入所中、病院に3か月を超えて入院中、65歳以上の新規申請の方などを除く) *重度の知的障害があり、日常生活で複雑な配慮を要する *重度の知的障害と重度の身体障害が重複している *重度の肢体不自由で、両上・下肢とも機能が失われている	6万円
心身障害者福祉手当(都手当)	20歳以上で、身体障害者手帳1級・2級、または、愛の手帳1～3度、または、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方(施設入所中、65歳以上の新規申請の方などを除く)	1万5500円
心身障害者福祉手当(市手当)	身体障害者手帳3級・4級、または、愛の手帳4度の方(施設入所中、生活保護受給中、65歳以上の方などを除く)	4000円
特殊疾病者福祉手当(市手当)	難病医療費助成を受けている方(施設入所中、生活保護受給中、65歳以上の方などを除く)	5000円

※特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給額は、平成31年4月分から改定されています。